

市第 179 号議案

保全異議申立事件についての民事保全法に基づく和解
保全異議申立事件について、次のように和解する。

平成30年3月14日提出

横浜市長 林 文子

1 事件名 横浜地方裁判所平成28年（モ）第4071号保全異議申立
事件

2 当事者

債権者 横浜市

代表者

横浜市長 林 文子

債務者 東京都千代田区神田神保町2丁目40番5号

株式会社ジークス

代表取締役 渡 辺 浩

3 和解条項

- (1) 債務者は、債権者に対し、本件和解金として45,534,600円の支払義務があることを認める。
- (2) 債権者は、債務者に対し、平成28年4月1日付け委託契約に基づく代金480,600円及び平成29年2月10日付け委託契約に基づく代金54,000円の合計534,600円の支払義務があることを認める。
- (3) 債権者及び債務者は、第1項の金員のうち534,600円の債務と、前項の債務とを対当額で相殺する。
- (4) 債務者は、債権者に対し、第1項の金員のうち、前項の相殺後の残額である45,000,000円を、平成30年3月26日限り、債権

者が指定する方法により支払う。

- (5) 債権者は、前項の支払を受けたときは直ちに、債務者に対する横浜地方裁判所平成28年（ヨ）第540号債権仮差押命令申立事件（以下「本件仮差押命令申立事件1」という。）及び横浜地方裁判所平成29年（ヨ）第106号債権仮差押命令申立事件（以下「本件仮差押命令申立事件2」という。）並びに債権者を原告、債務者を被告とする横浜地方裁判所平成29年（ワ）第1037号損害賠償請求事件（以下「本件損害賠償請求事件」という。）をいずれも取り下げ、債務者は、本件損害賠償請求事件の取下げに同意する。
- (6) 債権者は、第4項の支払を受けたときは直ちに、本件仮差押命令申立事件1及び2並びに本件損害賠償請求事件の各取下書を横浜地方裁判所に対し提出し、債務者は、本件損害賠償請求事件に係る上記取下書に対する同意書を同裁判所に提出する。
- (7) 債権者が本件仮差押命令申立事件1及び2並びに本件損害賠償請求事件を取り下げたときは、債務者は、債権者に対し、本件仮差押命令申立事件1及び2について、債権者が供託した各担保（横浜地方法務局平成28年度金第4118号及び横浜地方法務局平成28年度金第6505号）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- (8) 債権者は、債権者と債務者との間で締結した、平成26年9月1日付け「市Webサイト再構築要件定義及び設計業務委託契約」、平成27年1月5日付け「市Webサイト再構築機能強化業務委託契約」及び同年4月1日付け「市Webサイト再構築業務委託契約」に関し、債務者が提供した、電磁的記録を含む

要件定義書、設計書その他一切の関連資料を、他に再利用又は使用しない。

- (9) 債権者及び債務者は、正当な理由なく、本和解の内容を第三者に対して口外しないことを相互に約束する。
- (10) 債権者及び債務者は、債権者と債務者との間には、本件に限らず、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (11) 本件申立費用及び本件損害賠償請求事件に係る訴訟費用は、各自の負担とする。

提 案 理 由

保全異議申立事件について、株式会社ジークスと民事保全法に基づき和解をしたいので提案する。

参 考

事 件 の 概 要

- 1 平成26年9月1日 横浜市は、株式会社ジークス（以下「債務者」という。）との間で、市Webサイト再構築要件定義及び設計業務委託契約（以下「契約1」という。）を締結した。
- 2 平成27年1月5日 横浜市は、債務者との間で、市Webサイト再構築機能強化業務委託契約（以下「契約2」という。）を締結した。
- 3 平成27年4月1日 横浜市は、債務者との間で、市Webサイト再構築業務委託契約（以下「契約3」という。）を締結した。
- 4 平成28年3月31日 債務者は、契約3の履行期限である平成28年3月31日までにウェブサイトを作成できなかった。
- 5 平成28年10月12日 横浜市は、債務者の債務不履行を理由として、契約1、契約2及び契約3をいずれも解除し、債務者に対し、支払った委託代金の返還及び関連する契約に基づく費用の損害賠償を請求した。
- 6 平成28年10月18日 横浜市は、債務者に支払った契約3の委託代金に相当する42,336,000円を被保全債権として、横浜地方裁判所（以下「裁判所」という。）に債権仮差押命令申立てを行い、平成28年11月4日に仮差押決定が出され

- た。
- 7 平成28年11月30日 債務者は、仮差押決定の取消しを求め、裁判所に保全異議申立て（以下「保全異議事件」という。）を行った。
- 8 平成28年12月から平成30年2月まで 裁判所において、保全異議事件の審尋が進められた。
- 9 平成29年2月22日 横浜市は、債務者に支払った契約1及び契約2の委託代金に相当する37,314,000円を被保全債権として、裁判所に債権仮差押命令申立てを行い、平成29年3月2日に仮差押決定が出された。
- 10 平成29年3月14日 横浜市は、債務者に対し、172,124,073円の損害賠償及び不当利得返還を請求するため、裁判所に訴え（以下「本案訴訟」という。）を提起した。
- 11 平成29年3月から平成30年2月まで 本案訴訟に債務者が応訴し、口頭弁論が進められた。
- 12 平成30年2月13日 横浜市及び債務者に対して、裁判所から、本件議案のとおりのものであると示された。

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第1号から第11号まで省略）

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

（第13号から第15号まで及び第2項省略）